

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年一二月八日法律第一五八号)(衆)

一、提案理由(平成一六年一二月二五日・衆議院本会議)

金田英行君 ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案も、昨二十四日、財務金融委員会において全会一致をもって起草、提出したものでありまして、近年、貸金業を営む者により、債務者等の公的給付を貸し付けの契約に基づく債権の弁済に充てるため、当該公的給付が払い込まれる預金または貯金の口座に係る預金通帳等を保管する等の行為が行われ、多数の公的給付の受給権者が生活に困窮している状況にかんがみ、このような行為についての処罰規定を整備すること等により、公的給付の受給権の保護等を図るため、次の措置を講ずるものであります。

第一に、広告・勧誘に当たって禁止される行為を追加し、貸金業者は、公的な年金、手当等の受給者の借り入れ意欲をそそるような表示または説明をしてはならないこととしております。

第二に、貸金業を営む者は、貸し付けの契約について、債務者等の公的給付を債権の弁済に充てるため、当該公的給付が払い込まれる預金または貯金の口座に係る預金通帳等の引き渡しもしくは提供を求め、またはこれらを保管してはならないこととし、これに違反した者について、一年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することとしております。

第三に、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨とその概要であります。

なお、本委員会におきまして、貸金業制度の見直し等に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

決議(平成一六年一二月二四日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の行う年金・恩給等を担保とする貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに無理のない返済となるよう考慮した運用に努めること。

右決議する。

二、参議院財政金融委員長報告(平成一六年一二月一日)

浅尾慶一郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

..... (略)

次に、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案は、衆議院財務金融委員長提出によるものでありまして、近年、貸金業を営む者により、債務者等の公的給付を貸付けの契約に基づく債権の弁済に充てるため、当該公的給付が払い込まれる預金又は貯金の口座に係る預金通帳等を保管する等の行為が行われ、多数の公的給付の受給権者が生活に困窮している状況にかんがみ、このような行為についての処罰規定を整備すること等により、公的給付の受給権の保護等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、以上の二法律案を一括して議題とし、趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、貸金業規制法改正案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年一一月三 日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の行う年金・恩給等を担保とする貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに無理のない返済となるよう考慮した運用に努めること。

右決議する。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。